

工事希望調査の作成要領

工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、当支社における事業見込みを基に、「令和7・8年度建設工事競争参加資格」の認定を受けた者から、工事希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成してください。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、調査対象工事区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成してください。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には品質確保のために工事の内容に応じた入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

1 調査資料の提出について

- (1) 調査資料の受付は、工事区分ごととしていますので、複数の工事区分に希望する場合は、それぞれの工事区分ごとに作成し、提出してください。
- (2) 調査資料は、工事区分等により異なりますので、提出書類一覧により確認の上、提出してください（チェック欄を使用し、書類に不足がないようご注意ください。）
- (3) 添付資料を含め、調査資料はすべてA4サイズで作成してください。

2 愛知・岐阜・三重・静岡県内における本店、支店及び営業所等所在地について

- (1) 希望する工事区分に対応する工事種別についての建設業許可を受け、かつ、地理的条件に定める条件を満たす本店、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）がある場合は、当該本店等のうち、いずれか1つを記入してください。
- (2) (1) 以外で、地理的条件（技術的適性）に定める条件を満たす施工実績がある

場合は、提出を希望する事務所の最寄りの本店等を記入してください。

なお、(1)～(2)いずれの場合も、単なる作業場、資材置場等、建設業法上の営業所に該当しないものは記入できません。また、提出に際しては、当該本店等を申請した建設業許可申請書の写し（様式第1号及び同号別表の写し）を添付してください。

3 技術者の配置状況等について

(1) 技術者（建設業法第26条に指定する技術者であって、それぞれの資格要件を満たす者）の配置状況は、工事種別における主任技術者及び監理技術者のそれぞれの総数を記入してください。なお、記入する主任技術者数については監理技術者数を含めないでください。

(2) 監理技術者が在籍している場合は、少なくとも1人の監理技術者資格者証の写し（表・裏）を添付してください。なお、監理技術者の配置の無い者は、その理由を選択してください。

4 過去15年間における施工実績について

(1) 当支社が調査対象工事区分表に定める工事区分ごとの技術的適性における要件を満たし、かつ、1件当たり500万円以上の施工実績（塗装工事については、200万円以上の施工実績で可）を対象として記入してください。

(2) 施工実績は、工期末日が調査資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している工事が対象となりますが、個別工事の規模等により相応の施工実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、(1)の区分で複数の施工実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）。

(3) - 1 施工実績に記入した工事については、元請としての実績であることが証明できる書類（例：工事請負契約書の表紙（鑑）、特定元方事業者の事業開始報告書等）の写しを添付してください。

なお、当機構の業務受託者（株式会社URコミュニティ住まいセンター）から受注した工事は、当機構からの受注工事とみなします。

(3) - 2 技術的適性において下請けの施工実績を認める工事区分で、下請としての実績を記入する場合は、元請との契約書等（例：請書等）の写し及び元請工事の一部の工事範囲、内容が証明できる書類等の写しを添付してください。

(4) 過去15年間とは、調査資料の提出日の属する年度の前年度から過去15年度分とします。

① 定期受付（2年ごと）

平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

② 追加受付（随時）

令和7年度中の受付：平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付：平成23年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付してください。

(例) 住戸内建築等修繕工事：修繕等工事に係る施工マニュアルが整備されていること（マニュアルを添付）。

(6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

5 電子入札対応可否の確認

当機構で一般競争入札等において導入している、電子入札システムへの対応状況について回答してください。当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認ください。

(コアシステム対応民間認証局一覧<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001az1-att/lrmhph00000004i3.pdf>)

対応認証局のICカードを既に保有している場合は「1 対応可」を、ICカードを保有していない場合は「2 対応不可」を選択してください。

6 その他

(1) 本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの工事請負契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

(2) 今回調査の追加受付については、令和7年7月から随時で行う予定としています。詳細については、改めて掲示等でお知らせします。

(3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(4) 調査対象工事区分によっては、工事の発注がない場合があります。また、調査資料の提出者がいない、又は僅少である工事区分については、直近上位又は直近下

位の格付である者で条件を満たす者から提出された資料を基礎資料とする場合があります。

- (5) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できませんが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、提出された資料に基づく指名を行いません。また、再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、その工事区分について指名を行いません。
- (6) 調査資料提出後、合併、営業譲渡又は会社分割等が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、その工事区分について指名を行いません。
- (7) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は提出された資料に基づく指名を行いません。
- (8) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した工事がある場合には、当該工事は施工実績として認めません。

- (9) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- (10) 建築、電気設備、機械設備、土木、造園及び保全工事については、詳細条件審査型一般競争入札を対象として、次の措置等を講じており、今後、指名競争入札及び他工種にも適用することがあります。

- ① 過去2か年に低入札価格調査対象工事でかつ工事成績が68点未満（工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満とする）であった者（共同企業体の構成員である場合を含む。）が新たな入札に参加する場合には、品質確保のためA又はBのとおり取り扱う。

A 掲示（公募）時点で、別の工事を低入札価格で履行中の者
当該工事が終了するまで、新たな入札への参加を制限する。

B A以外の者

低入札価格で入札を行った場合には、工事内容に応じ、専任の技術者に加えて品質管理を専任する技術者の追加配置を求めることがある。

- ② ①以外の場合であっても、特に施工体制及び品質の確保を求める必要がある工事について、低入札を行った場合には、専任の主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理等を専任する技術者の1名以上の追加

配置を義務付ける。なお、追加配置する専任の技術者については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告する。

- ③ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(11) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づく監理（主任）技術者の専任性確認のため、指名後に対象工事の配置予定技術者の届出を求めることがあります。期限までに届出がない場合、指名を取り消し、入札に参加できないことがあります。

(12) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行により、当機構が取得した文書（例：工事希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。

(13) 配置する主任技術者または監理技術者は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。なお、恒常的な雇用関係とは当機構発注工事の指名日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。

(14) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

【参考】（住まいセンター業務区域表（令和7年4月1日現在））

住まいセンター	業 務 区 域
名古屋	【愛知県】 名古屋市（中村区・中区・昭和区・瑞穂区・熱田区・中川区・港区・南区・緑区・天白区）、一宮市、津島市、豊田市、江南市、稲沢市、知多市、知立市、岩倉市、豊明市、清須市、弥富市、みよし市、愛西市、愛知郡、海部郡 【岐阜県】 各務原市 【三重県】 桑名市
大曽根	【愛知県】 名古屋市（千種区・東区・北区・西区・守山区・名東区）、春日井市、小牧市、日進市

提出書類一覧

※このチェックシートで確認のうえ、提出してください

工事区分	提 出 書 類	チェック欄
各工事共通	(1) 工事種別 [〇〇] に係る調査票	
	(2) 令和7・8年度有資格者名簿の写し	
	(3) 建設業許可申請書の写し（様式第1号及び同号別表の写し）	
	(4) 監理技術者資格者証の写し（表・裏）	
	(5)-1 元請としての実績であることが証明できる工事請負契約書等の表紙の写し。契約書がない場合は「特定元方事業者の事業開始報告書等」の写し、CORINS（コリンズ）の写し等の工事名称、工事場所、工期、請負代金及び契約者が確認できるもの。	
	(5)-2 技術的適正において下請の施工実績を認める工事区分で、下請としての実績を記入する場合は、元請との契約書等（例：請書等）の写し及び元請工事の一部の工事範囲、内容が証明できる書類等の写し	
	(6) 施工実績が共同企業体としての実績である場合は、出資比率が20%以上であることが確認できる協定書等証明書の写し	
住戸内建築等修繕工事	(1) 技術的適性に記載されている、建設業法で定める大工、塗装、左官等の工種が確認できるもの（例：設計図、工事費内訳書等） (2) 安全対策を含めた「施工マニュアル」	
共用部建築等修繕工事		
外壁等修繕工事		
土木修繕等工事	(1) 施工実績で記入した工事に道路工、排水管路工の2種類が含まれていることが確認できるもの（例：設計図、工事費内訳書等） (2) 安全対策を含めた「施工マニュアル」	

造園再整備工事	(1) 地理的条件及び技術的特性の施工実績において、植物管理（除草・剪定）工事は含まれない。 (2) 安全対策を含めた「施工マニュアル」	
塗装工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	
防水工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	
電気設備修繕等工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	
機械設備修繕等工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	

以 上